

# 第4次計画のポイント

## ■ 第1章 第4次計画の策定に当たって

⇒参考データを公表年にばらつきがあった「主要国の自殺死亡率（2011年～2014年）」から公表年が同一の「先進国の自殺死亡率（2020年）」へ変更

## ■ 第2章 山口県の自殺の現状分析

⇒児童・生徒等の内訳として、新たに高校生以下、大学生・専修学校生等のデータを掲載

## ■ 第3章 自殺対策の基本的な考え方

⇒引き続き「5つの柱」に、2つの視点を加え、本県の状況に応じた対策をさらに効果的に推進。

また、若者対策の強化、女性に対する支援の強化を明示

[5つの柱] と <世代別の視点> <段階別・対象者別の視点>

[5つの柱]

I 正しい知識の普及
II 人材育成
III ハイリスク者への支援
IV アフターケアによる予防
V 地域の関係機関等との連携強化



<2つの視点>

<世代別>
就学期
青年期
中高年期
高齢期
<段階別・対象者別>
事前予防
早期発見・早期対応
事後対応

## ■ 第4章 自殺対策の具体的取組

⇒国の自殺対策大綱を踏まえ、地域の実情を勘案し、12の施策を設定

### 第3次計画

- 1 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 2 自殺対策の推進に資する調査等を推進する
- 3 自殺対策の推進に資する調査等を推進する
- 4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 6 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 8 遺された人への支援を充実する
- 9 市町への支援を強化する
- 10 関係機関・民間団体との連携を強化する
- 11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 12 勤務問題による自殺対策を更に推進する



### 第4次計画

- 1 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 2 自殺対策の推進に資する調査等を推進する
- 3 自殺対策の推進に資する調査等を推進する
- 4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 6 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 8 遺された人への支援を充実する
- 9 市町、関係機関・民間団体との連携を強化する
- 10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する  
 <主な対策> ・いじめを苦しめた子どもの自殺予防  
 ・学生・生徒等への支援の充実
- 11 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- 12 女性の自殺対策を推進する  
 <主な対策> ・妊産婦への支援の充実  
 ・困難な問題を抱える女性への支援

統合

拡充

新規